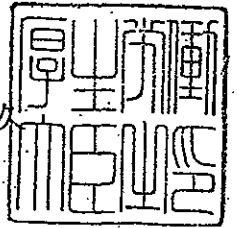


厚生労働省発能0327第2号
平成25年3月27日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 指導員訓練の見直し

一 長期養成課程及び短期養成課程の設置

1 職業訓練指導員になろうとする大学卒業生等を対象に、訓練期間が原則二年の長期養成課程及び一年以上一年未満の短期養成課程を新設すること。

2 長期養成課程の修了者は、職業訓練指導員免許を取得し、また、専門課程の高度職業訓練を担当できるものとする。

3 短期養成課程の修了者のうち、職業訓練指導員試験を受けることができる者等であつて、職業能力開発総合大学校の長が認める者は、職業訓練指導員免許を取得できるものとする。

4 3のうち、職業能力開発総合大学校の長が特に認める者については、専門課程の高度職業訓練を担当できるものとする。

5 短期養成課程の修了者のうち、職業能力開発総合大学校の長が一定の能力を有すると認める場合には、職業訓練指導員試験の一部を免除することができるものとする。

二 その他

- 1 専門課程は職種転換課程に名称を改めること。
- 2 応用研究課程は高度養成課程に名称を改めること。
- 3 普通職業訓練の職業訓練指導員として必要な能力を付与するための課程である長期課程及び専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員として必要な能力を付与するための課程である研究課程は廃止すること。

- 4 長期養成課程、短期養成課程、職種転換課程及び高度養成課程を指導員養成訓練と位置づけ、研修課程を指導員技能向上訓練として位置づけること。

第二 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

三 他所要の規定の整備を行うこと。